改正後

(事前調査及び分析調査)

第三条 (略)

2~5 (略)

は、前項の規定による記録の写しを備え付けなければならない。すい箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場に6 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、見や

一・二 (略)

7 (略)

(石綿含有成形品の除去に係る措置)

- る措置を講じたときは、第一号及び第二号の措置については、こ一号及び第二号に掲げる措置に限る。)と同等以上の効果を有すが定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品の3 事業者は、第一項ただし書の場合において、石綿含有成形品の3

(事前調査及び分析調査

改

正

前

第三条 (略)

2~5 (略)

6

付けなければならない。
項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写しを備えに従事する労働者が見やすい箇所に掲示するとともに、次条第一事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業

· 二 (略)

7 (略)

(石綿含有成形品の除去に係る措置)

(新設)

以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、次ち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が2 事業者は、前項ただし書の場合において、石綿含有成形品のう2

の限りでない。

一•二 (略)

(石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置)

の一部を請負人に請け負わせる場合について準用する。
を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合及び当該作業舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具第六条の三 前条第三項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船

封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。 は当該建築物若しくは船舶に設置された工綿等又は張り石綿等の除去、られた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるとられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるとられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等又は張り付けに規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けに規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿等又は張り付けるというでは、当該建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶又は

- 2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶に設置された工作物(第五項に規定ならない。

一·二 (略

(新設)

(石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置)

する。 を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合について準用を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合について準用舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具第六条の三 前条第二項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶に設置された工作物(第四項に規定ならない。

(新設)

労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたとき

3

- ^^^ これを使用しなければならない

5 (略)

(石綿等の切断等の作業等に係る措置)

二~四 (略)

という。)において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業第六条の三に規定する作業(以下「石綿等の切断等の作業等」五 前各号に掲げる作業、第六条の二第三項に規定する作業又は

めなければならない旨を周知させなければならない。3事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人2(略)

有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(次項及び第きは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能をいて「吹付石綿等除去作業」という。)に労働者を従事させるとる作業(除去の作業に限る。次項及び第三十五条の二第二項にお定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げ定ときは、当該労働者に呼吸用保護具(第六条第二項第一号の規二十四条事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させ

・(各)は、これを使用しなければならない

4 (略)

除く。) 石綿等の切断等の作業(第六条の二第二項に規定する作業を

二~四(略)

という。)において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業第六条の三に規定する作業(以下「石綿等の切断等の作業等」五 前各号に掲げる作業、第六条の二第二項に規定する作業又は

2 (略)

(新設)

気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク(同項において「電動動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空合作業(除去の作業に限る。第三十五条の二第二項において「吹定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げ定ときは、当該労働者に呼吸用保護具(第六条第二項第一号の規第十四条事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させ

という。)に限る。)を使用させなければならない。 三十五条の二第二項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」

2 用保護具等に限る。 ばならない。 作業の一部を請負人に請け負わせるときは、 せるときは、 事業者は、 当該請負人に対し、 石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わ)を使用する必要がある旨を周知させなけれ 呼吸用保護具(吹付石綿等除去 電動ファン付き呼吸

3

4 要がある旨を周知させなければならない。 せるときは、 事業者は、 当該請負人に対し、作業衣又は保護衣を使用する必 石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わ

5 じられたときは、これを使用しなければならない。 労働者は、事業者から第一項及び第三項の保護具等の使用を命

(立入禁止措置

第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する 業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、当該作業場に 場合を含む。以下同じ。)、若しくは試験研究のため製造する作 が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。 るとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場 する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止す いて作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、 禁止

(局所排気装置等の稼働)

第十七条 係る作業に従事する間、厚生労働大臣が定める要件を満たすよう 装置又はプッシュプル型換気装置については、労働者が石綿等に に稼働させなければならない。 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気

2 当該請負人が当該作業に従事する間 るときを除く。 前項の作業の一 同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気 部を請負人に請け負わせるときは、 (労働者が当該作業に従事す

> ければならない。 ファン付き呼吸用保護具等」という。)に限る。)を使用させな

(新設)

2

(新設)

3 きは、これを使用しなければならない。 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたと

(立入禁止措置)

第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する 者が立ち入ることを禁止し、 業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の 場合を含む。以下同じ。)、若しくは試験研究のため製造する作 しなければならない。 かつ、 その旨を見やすい箇所に表示

、局所排気装置等の稼働

第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気 装置又はプッシュプル型換気装置については、石綿等に係る作業 働させなければならない。 が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼

(新設

ること等について配慮しなければならない。装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させ

(休憩室)

第二十八条 (略)

2 (略)

衣等に付着した物を除去しなければならない。
3 第一項の作業に従事した者は、同項の休憩室に入る前に、作業

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 (略)

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のたまにより禁止したときは、当該作業場において喫煙表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場における作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場におけ第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた

し、又は飲食してはならない。
2 前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙

ばならない。する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなけれする等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなけれ稼働させるときは、バッフルを設けて換気を妨害する気流を排除事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を

2

(休憩室)

第二十八条 (略)

2 (略)

る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならない。
3 労働者は、第一項の作業に従事したときは、同項の休憩室に入

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 (略)

(新設)

(喫煙等の禁止)

業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

著が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作め製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働第三十三条事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた

2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(推示)

次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。め製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた

(略)

二 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三 (略)

| 及び使用すべき保護具等 | 四 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨

(作業計画による作業の記録)

第三十五条の二 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第三十八条 (略)

2 (略)

持を図るため必要な措置を講じなければならない。 護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保

4 事業者は、第一項の場所において作業に従事する者(労働者を

(新設

(掲示)

ればならない。
、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなけ、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなけめ製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、第三十四条、事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のた

(略)

石綿の人体に及ぼす作用

三 (略)

四 使用すべき保護具

(作業計画による作業の記録)

第三十五条の二 (略)

2 事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当年業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当

(評価の結果に基づく措置

第三十八条 (略)

2 (略)

ればならない。
ま施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなけは、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所について

使用する必要がある旨を周知させなければならない。除く。)に対し、同項の場所については、有効な呼吸用保護具を

(保護具等の管理)

は、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。。次項において同じ。)に規定する保護具等が使用された場合に、第三十五条の二第二項、第三十八条第三項、第四十四条並びに第三十五条の二第二項、第三十八条第三項、第四十四条並びに第四十六条。事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第三項

2 事業者は、労働者以外の者が第十条第三項、第十四条第二項及 可第四項、第三十八条第四項並びに第四十八条第六号に規定する おら隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、 当該保護具等を使用した者 (労働者を除く。) に対し他の衣服等から隔離 保護具等を使用した者 (労働者を除く。) に対し他の衣服等から隔離 は 事業者は、労働者以外の者が第十条第三項、第十四条第二項及

4 事業者は、第二項の保護具等を使用した者(労働者を除く。)し、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただ3 事業者及び労働者は、第一項の保護具等について、付着した物3

場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならない。
に対し、当該保護具等であつて、廃棄のため容器等に梱包されてに対し、当該保護具等であつて、廃棄のため容器等に梱包されて事業者は、第二項の保護具等を使用した者(労働者を除く。)

(保護具等の管理)

(新設)

、「ため、容器等に梱包したときは、この限りでない。 、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。ただし除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし2 事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を2

新設)